

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要について

令和3年7月
総務省

1 趣旨

免税軽油の譲渡については、その譲渡を引取りとみなして課税（みなす課税）される（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第144条の3）ところ、自衛隊の船舶の使用者が「我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるもの」に基づき当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため免税軽油を譲渡する場合には軽油引取税を課さないものとする特例が規定されている（法附則第12条の2の7第6項。政令で定める国際約束は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）附則第10条の2の2第11項で規定。）。

今般の第204回国会において、「日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定」（以下「日印ACSA」という。）が承認され、令和3年7月11日に発効する予定であることから、政令で定める国際約束として、日印ACSAを追加する改正を行うもの。

2 改正内容

令附則第10条の2の2第11項に日印ACSAを追加する。

3 施行期日

日印ACSAの効力発生日（※）から施行する。

※ 日印ACSAは、両当事国政府が協定の効力発生日に必要な自己の内部手続（我が国では日印ACSAの国会承認及び防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第23号）の成立が該当）を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日（令和3年6月11日）の後30日目（令和3年7月11日）に効力を生ずる。

4 閣議決定日等

閣議決定日：令和3年6月29日（火）

公布日：令和3年7月2日（金）